

イノベーション創出に向けた大学等の知的財産の活用方策

平成 26 年 3 月 5 日

科学技術・学術審議会

産業連携・地域支援部会

大学等知財検討作業部会

イノベーション創出に向けた大学等の知的財産の活用方策(概要)
(平成 26 年 3 月 5 日 大学等知財検討作業部会)

我が国の大学等の知的財産に係る活動は国立大学の法人化を契機として順調に成果を上げてきたが、我が国の大学等の潜在能力をイノベーション創出に結実するためには、イノベーション・エコシステムの確立が必要である。

一方で、①大学等間に類似・関連性の高い知的財産が存在していても大学等が単独で特許群として集約することは容易でない、②各大学等が自ら活用戦略を描くことができない知的財産を長期間保有し続けることは研究成果の社会実装を阻害する可能性がある、③秘匿すべき情報等が不用意に公開され技術流出を招くリスクがあるなどの課題もある。

本作業部会は、以下の論点が JST や大学等の取組として実行に移されるとともに、将来的にはイノベーション・エコシステムの一部として、TLO・知財ファンド・ベンチャーキャピタル等の民間組織の取組としても発展していくことを期待する。

① 大学等が保有する知的財産の集約・活用方策

- ・ 大学等が単独で知的財産の活用シナリオを描くことが困難であり、グローバルビジネスも視野に我が国の経済成長を中長期的に増進させる可能性のある研究成果については、公的機関、例えば JST に知的財産を集約し活用を図る仕組みが、大学等の選択肢として存在することが必要
- ・ 公的機関は、集約される知的財産の特性に応じ、企業等へのライセンス、大学等発ベンチャーに対するライセンスや知的財産の現物出資等の活用方策を検討し、大学等が生み出した成果を社会実装していくことが必要

② 大学等が保有する知的財産の活用方策と棚卸し

- ・ 大学等は、保有する知的財産権について、TLO、公的機関、大企業、中小・ベンチャー企業、ベンチャーキャピタル等の民間機関等の意見を取り入れて幅広い視点から活用方策を検討することが必要
- ・ 大学等は知的財産権の棚卸しに際し、短絡的な判断や短期的な成果に偏った評価や判断を避け、権利放棄等を実施せざるを得ないと判断する場合でも、一定期間にわたって知的財産権の情報を発信し、企業等の反応を得ることが必要
- ・ 大学等が知的財産権を、自ら事業をせず他の事業者に対し法外な対価を要求して権利行使することを専ら業とする者等へ譲渡することは原則避けるべき

③ 大学等における知的財産に関わるリスク管理

- ・ 大学等は、研究開発の成果について、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる技術流出の防止に努めるとともに、外国の大学や企業との交渉・契約においては、国ごとの法制度の違い等にも留意しながら、適切に取り組むべき
- ・ 大学等は知的財産に関する訴訟等に対処できるよう、知的財産ポートフォリオの強化等を通じて権利の安定化に尽力するとともに、過去の事例や判例を研究して共有化し適切な対応が行えるように対策を講じる必要がある

目次

1. 現状と課題	……1
2. 大学等が保有する知的財産の集約・活用方策	……3
3. 大学等が保有する知的財産の活用方策と棚卸し	……6
4. 大学等における知的財産に関わるリスク管理	……9
5. おわりに	……10

【参考資料】

イノベーション創出に向けた大学等の知的財産の活用方策(概要)	……14
科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会に置く委員会等について	……15
大学等の知的財産の活用方策について	……16
大学等知財検討作業部会 委員名簿	……18
大学等知財検討作業部会 審議経過	……19
資料集	……20

科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会大学等知財検討作業部会（以下、「作業部会」という。）では、イノベーションの創出に向けて各大学等が保有する知的財産の活用方策について審議を行い、平成 25 年 10 月 11 日に中間的に取りまとめた。その後、大学等における知的財産の棚卸しのための方策、海外への技術流出や訴訟等のリスク管理等について審議を行い、最終的に「イノベーション創出に向けた大学等の知的財産の活用方策」として取りまとめた。

1. 現状と課題

知的財産基本法（平成 14 年）第 12 条には、「大学等における付加価値の高い知的財産の創造が我が国の経済社会の持続的な発展の源泉である」と規定されている。大学等の研究成果を国内外で付加価値の高い知的財産としていち早く権利化を行うことは、産業界の事業化に向けた動機付けを高めるとともに、後発の他者による権利化及び権利行使等をけん制し当該研究活動の自由度を確保することにも資するなど、当該研究成果の社会実装を促進し、大学等が社会貢献活動を行う上での重要な取組である。

これまで大学等においては、平成 10 年の「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」（TL0 法）や、平成 11 年の日本版バイ・ドール条項を含む「産業活力再生特別措置法」¹、平成 16 年度の国立大学の法人化等を受け、TL0 との連携や知的財産本部の設置を行うなど知的財産を取り扱うための体制が整備されてきた。

特に、国立大学の法人化は、大学等のイノベーション創出機能強化の契機となった。すなわち、私立大学に加えて国立大学や公立大学が法人格を有することとなり、それを契機に多くの大学等が知的財産を「原則機関帰属」とし、組織として知的財産の創出を奨励するとともに、発明・創作等の権利化、知的財産や研究成果有体物等の機関管理及び活用等に対応することとなり、大学等のイノベーション創出機能を支える仕組みの整備が進展した。

その結果、平成 15 年度から平成 24 年度にかけて、大学等の特許出願件数は 2,462 件から 9,104 件（約 4 倍）、特許保有件数は 2,313 件から 19,825 件（約 9 倍）へとそれぞれ増加し量的な拡大がなされた。活用実績に目を転じてみても、特許権実施等件数は 185 件から 8,808 件（約 48 倍）、特許権実施等収入額は 5.4 億円から約 15.6 億円（約 3 倍）へとそれぞれ増加した。また、研究成果有体物の提供収入額も、平成 17 年度から平成 24 年度にかけて、約 1.2 億円から約 2.6 億円（約 2 倍）へと増加した。

こうした成果は、大学等での知的財産等を取り扱う体制の整備、各大学等がイノベーション創出に向けて進めてきた特色のある意欲的な取組が結実したものであり、本年で 10 周年を迎える国立大学の法人化なくしてはあり得なかったものでもある。

我が国の大学等の知的財産に係る活動は国立大学の法人化を契機として順調に成

¹日本版バイ・ドール条項は平成 19 年に産業技術力強化法第 19 条に移行

果を上げてきたが、我が国の大学等の潜在能力をイノベーション創出に結実するためには、イノベーション・エコシステムの確立が必要とされる。平成 22 年 9 月 7 日に科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会が取りまとめた「イノベーション促進のための産学官連携基本戦略～イノベーション・エコシステムの確立に向けて～」においては、「大学等の特許の多くは基礎レベルでピンポイントの技術であり、単独では事業への活用が困難なことが多いため、大学等、研究開発独法、TL0 においては、相互の連携により、戦略的・重点的技術分野における個々の機関の特許をパッケージ化して特許群を形成して、企業にとって魅力のあるものとし、事業化につなげていくことが必要」、「保有特許の棚卸しを行い、必要に応じて権利の放棄を含めて整理していくことにより効率的に管理することも考えられる」等と指摘されている。

知的財産を集約する取組は、既に一部の大学・公的機関等の連携活動や複数の大学等の知的財産の活用を担う TL0 等によって進められている例があるものの、大学等で保有される知的財産は約 1,000 の大学等において各々の方針に従い個別管理されており、大学等間に類似あるいは関連性の高い知的財産が存在していても、大学等が単独で特許群として集約することは容易なことではない。集約に際しては、国内外の将来にわたる事業化動向を見極め、自他の知的財産の価値を評価しつつグローバルに通用する強固な活用戦略を描き、長期間にわたって当該戦略を実行し続け、場合によっては訴訟にも対応することが求められるが、単独の大学等で対応するには資金的、人力的な限界もある。資金や人員等の様々な制約から各大学等が自ら活用戦略を描くことができない知的財産を長期間保有し続けることは、知的財産の維持管理のための費用及び人的負担を増大させるとともに、新たに生まれる研究成果の権利化と活用に必要な経費を圧迫してしまい、総体として大学等から生まれる研究成果の社会実装を阻害する可能性がある。そのため、大学等では知的財産の棚卸しを通じてライセンス等の可能性が低いと判断する知的財産権の活用シナリオの見直しを行うことになるが、その際、個別大学等の判断によって対外的に重要な知的財産権が放棄されたり、自ら事業をせず他の事業者に対し法外な対価を要求して権利行使することを専ら業とする者等に譲渡されたり、秘匿すべき情報等が不用意に公開され技術流出を招くなどのリスクもある。

また、国費による委託研究開発プロジェクトでは日本版バイ・ドール条項の運用により参加した大学等に知的財産が帰属しているが、多数の関係者が特定の課題を解決するために参加するプロジェクトにおいて、参加した各大学等に知的財産が分散管理されてしまい企業等での研究成果の円滑な利活用が阻害される可能性も指摘されている。

さらに、平成 25 年 12 月に法改正²が行われ、平成 26 年 4 月より独立行政法人科学

²研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（研究開発力強化法）

技術振興機構(JST)等が、知的財産の現物出資³をベンチャー企業等に対して行うことが可能となった。

本作業部会においては、これらの大学等の知的財産に係る活動の進展に伴って顕在化した課題や法改正等を踏まえ、大学等における知的財産の一層の活用に向けた検討を進めたところであるが、本報告においては、各大学等の判断の独立性を尊重しつつも個別の大学等が創出・管理する知的財産を活用する種々の方策を提示し、各大学等の理解と参画を促すことにも留意した。

2. 大学等が保有する知的財産の集約・活用方策

(1) 公的機関による知的財産の集約方策

大学等の研究成果から生まれる知的財産のうち、大学等が単独の権利者であって、技術としての先進性が高く市場が立ち上がるまでに継続的な研究開発と時間を要するもの、企業等が事業展開を行うには知的財産ポートフォリオが十分でないもの、複数の大学等が保有する権利を集約しないと事業化が見込めないもの、共有特許権者である企業等が自らの事業化シナリオを持たないもの等は、企業等での活用や、TL0・知財ファンド・ベンチャーキャピタル等の民間組織の参画が困難となるケースが多い。

そのような場合であって、大学等が単独で知的財産の活用シナリオを描くことが困難であり、グローバルビジネスも視野に我が国の経済成長を中長期的に増進させる可能性のある研究成果については、公的機関、例えば独立行政法人科学技術振興機構(JST)に知的財産を集約し活用を図る仕組みが、大学等の選択肢として存在することが必要である。(図1)

大学等の研究成果から生まれる知的財産のうち事業化が見込まれるものは、例えば、

- ・ 科学技術上の画期的な発見に基づく新規技術又は新規な物質
- ・ 公知の技術を代替する新たな技術
- ・ 公知の技術に潜む課題を解決する新たな技術
- ・ 公知の物質組成で発現した機能を改善する新たな物質組成
- ・ 公知の物質がもつ機能を代替する新たな物質

等が考えられる。

また、大学等の研究成果から生まれる知的財産を企業等が活用しようとするときに、

- ・ 先進性が極めて高くグローバルな影響力も高いものの、先進性が極めて高いが故に市場が立ち上がるまでに継続的な研究開発と時間を要するもの
- ・ 先進性が高いものの、技術としての完成度が十分でなく既に顕在化している

³株式会社の設立、新株発行又は資本増加に際して、動産・不動産・債権など金銭以外の財産をもって出資すること

市場ニーズに応える上でも追加的な研究開発と時間を要するもの

- ・ 既存技術の代替技術として性能面では優れるものの、コスト面も含めた事業競争力を確保するには追加投資を必要とするもの
- ・ 特許出願時に記載された実施例が少ないなど、企業等が事業展開を行うには知的財産ポートフォリオが十分でなく、引き続き知的財産ポートフォリオを強化することが求められるもの
- ・ 複数の大学等が保有する特許等を集約しないと事業化が見込めないもの
- ・ 他者にとっては事業性の高い特許等であるものの、共有特許権者である企業等が自らの事業化計画を持たないもの

等はそのままでは直ちに企業等において活用することが容易でなく、TL0・知財ファンド・ベンチャーキャピタル等の知的財産の活用に関わる民間組織の参画も困難になりやすい。こうした知的財産を活用するには、従来の取組や枠組みを超えた取組として、公的機関による大学等の知的財産を集約して活用する取組や、産学官連携組織の強化などを通じて大学等による自主的な知的財産の活用取組を促すことが必要となる。

公的機関、例えばファンディング機能も有するJSTが大学等の知的財産を集約して活用を図る場合、集約しようとする知的財産の特性を分析・把握し、当該知的財産を集約することによって我が国の経済成長を中長期的に増進させる可能性が見込めること、大学等が単独で知的財産の活用シナリオを描くことが困難であり公的機関が集約する方が当該知的財産の活用性が高まる可能性があることが前提となる。また、当該知的財産の権利者である大学等の意向及び当該知的財産の活用性を高める上で協力が不可欠となる研究者等の意向を十分に聴取した上で、譲渡契約等を締結して集約することが必要である。

集約を行う公的機関、例えばJSTにおいては、事業段階における知的財産の活用に関する専門的な知識を有する人材を配置した部署を設け、集約候補となる知的財産の分析・評価だけでなくその活用性を高める戦略を立てることが必要である。公的機関は、集約の際の知的財産の分析・評価方針等を大学等に提示するなどして、集約に関する大学等の協力を促すとともに、大学やTL0等においても知的財産を集約する取組が加速するよう努めることが必要である。また、公的機関は、集約する知的財産の活用性を高めるために有用な情報を企業等から聴取すること、活用性を高める上で必要となる追加的な研究開発の投資規模を見積もること等も適宜実施することが求められる。特に、大学等が保有する特許権は権利範囲が狭い傾向にあるため、公的機関に知的財産を集約した際には、研究者の協力を得つつ周辺特許を固めるための追加的な試験研究を進めることが必要となる場合が多い。大学等の知的財産を集約する際、公的機関は大学等のインセンティブが高まるよう密に連携して戦略的に知的財産ポートフォリオを構築することが必要である。その際、ノウハウとして秘匿すべきものと権利化すべきものを慎重に判断した上で特許出願等を進め、国内のみの権利化にとどまらず、外国での権利化も戦略的に行うことが必要

である。

公的機関が知的財産を集約するタイミングは、特許出願前、特許出願後、特許権利化後のいずれの時点も可能とし、集約する知的財産としては、大学等が保有する全ての知的財産を集約するのではなく、様々な用途への波及可能性等について中長期的視点からの評価を行い、我が国の経済成長を増進させる可能性のあるものに限定すべきである。

我が国の特許制度においては、共有特許は他の共有者の同意を得なければライセンス又は譲渡を行うことができないため、大学等の知的財産を集約する場合、大学等が単独で知的財産を保有しているものを対象とすることが望ましい。ただし、大学等と企業等との共有特許であっても共有者の同意が得られる場合には、集約が可能となる。

(2) 公的機関に集約した知的財産の活用方策

公的機関は、大学等から公的機関に集約した知的財産の活用シナリオを検討する仕組みの構築と検討能力を有する人材を配置し、当該知的財産の社会実装の実現を図ることが必要である。企業等が早い段階から参画可能な仕組み（コンソーシアム等）を設けて活用シナリオを検討することも有力な手段となる。

大学等発ベンチャーに対する知的財産のライセンス、知的財産の現物出資は、集約した知的財産の有効な活用選択肢の一つである。（図2、図3）

公的機関、例えば JST が大学等から知的財産を集約した後においても、企業等への技術移転を円滑に行うために研究に携わった研究者の継続的な協力を得ることは必要不可欠である。また、研究成果の社会実装を実現するには、単なるシーズ側からの発想とならないよう早期な段階であっても事業化シナリオを検討しておくことが求められる。そのためには、集約を行う公的機関において、当該知的財産の活用シナリオを検討できる人材を配置することが考えられる。また、必要に応じて秘密保持契約を締結しつつ企業等が参画して活用シナリオを検討するコンソーシアム等を設けることも考えられる。この場合、コンソーシアム等に参画した企業等に対して何らかの優遇措置を与えて活用を図るべきである。また、当該知的財産について、コンソーシアム等に参画した企業等以外に対しても当該優遇措置に反しない限り、我が国の経済成長に資するべく様々な活用態様を考慮の上、国内外の大企業、中小企業、ベンチャー企業等へのライセンス等を行い、グローバルな視点を持って、集約した知的財産の活用を図っていくことが必要である。

公的機関、例えば JST が集約した知的財産のライセンス又は現物出資によって大学等発ベンチャーの事業成長性を高めることも必要である。十分なデューデリジェンス⁴を行った上で実施される公的機関からの知的財産の現物出資は、当該知的財

⁴ 投資や M&A などの取引に際して、投資対象となる資産の価値・収益力・リスクなどを経営・財務・法務・環境などの観点から詳細に調査・分析すること。

産の活用と研究成果の社会実装の有力な手段の1つとなり得る。公的機関からの知的財産の現物出資は当該ベンチャーの信用力を上げ、ベンチャーキャピタル等からの資金調達力が高まるといった副次効果も期待できる。また、当該ベンチャーが株式上場を目指すときの審査において、知的財産のライセンスに比べ知的財産を保有していることが有利に作用することも期待できる。

公的機関においては、知的財産の現物出資に関する方針を作成することはもとより、デューデリジェンスの結果を踏まえ現物出資の適格性を判断できる投資家的視点と能力を有した人材を公的機関に配置すること、又は公的機関の暫定的な判断に対して投資家的視点と能力を有する人材が的確な助言ができる体制を構築することが必要である。

上記のように、大学等から集約した知的財産を公的機関が活用する方策は種々あるが、当該知的財産の特性に応じて公的機関は最適な活用方策を選択することが求められる。また、知的財産を集約する公的機関は、当該知的財産を生み出した研究者の研究活動を阻害しないように万全の注意を払うことに留意する必要がある。第三者による知的財産の侵害行為が発生した場合、公的機関は適切な権利行使を行うことも必要となる。

3. 大学等が保有する知的財産の活用方策と棚卸し

(1) 大学等による知的財産の多様な活用方策

大学等は、保有する知的財産権について、TL0、公的機関、大企業、中小・ベンチャー企業、ベンチャーキャピタル等の民間機関等の意見を取り入れて幅広い視点から活用方策を検討することが求められる。例えば、保有する知的財産を複数の大学等やTL0の連携によって集約し企業等に提示する、複数の大学等が保有する未利用の知的財産権を技術分野別にデータベース化するとともに必要な知的財産権を集約して中小企業等の事業革新に大学等が貢献する、起業家やベンチャーキャピタル等と協働してビジネスモデルを検討し大学発ベンチャーによる社会実装を目指すなど、多様な活用方策を検討し実施していくことが期待される。

平成24年12月10日に科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会産学官連携推進委員会が取りまとめた「産学官連携によるイノベーション・エコシステムの推進について（取りまとめ）」では、「産学官連携の基盤となる体制・機能が整備され、大学等においては産学官連携が社会・地域貢献や研究活動の一部として定着してきた今日にあっては、前述の共同研究の件数や特許実施等件数に代表される単純に量的拡大を目指すフェーズは終了した」との提言がなされた。

大学等が保有する特許は、大学等の単独特許、大学等と企業の共有特許に大別される。大学等における知的財産の管理体制の整備が進められた10年前より、大学等から出願される特許等の件数は年々増大する傾向を示していたが、「量から質への転換」が進められた結果、近年では大学等からの単独発明と企業等との共同発

明の特許出願件数の合計は、約 9,000 件で推移している。

大学等が保有する特許権の数は増加の一途をたどってきたものの、大学等の知的財産に関する予算には限りがあり、一部の大学等では特許権等の放棄も視野に入れながら保有する知的財産権の棚卸しを実施し、資金的な面も含めて今後生まれてくる知的財産を保護できるようにするための取組が進められている。大学等は、研究成果の社会実装を目指すシナリオについて TL0、公的機関、産業界などの意見を取り入れて幅広い視点から検討し、知的財産のライセンス、譲渡、JST への集約、権利放棄等の手段から、当該研究成果の社会実装のために最適な手段を選択していくことが求められる。

大学等が保有する知的財産の活用は、大学等が自らが行うライセンス活動と、連携する TL0 によるものが主流であったが、近年では、複数の大学等が協働して未利用の知的財産の活用を目指す動きが生まれている。特に、広域の大学等間でこうした動きが顕在化し始めている。複数の大学等がそれぞれ単独で保有する知的財産を集約して活用を目指す場合、必要により研究開発段階から協働して知的財産ポートフォリオを構築・強化して企業等に提示していくことが有効な手段となる。

また、複数の大学等が保有する未利用の知的財産権を技術分野別にデータベース化するとともに必要な知的財産権を集約して、当該技術分野でグローバルな視点で事業革新を目指す複数の中小企業等が利活用できる仕組みを構築し、中小企業等の事業革新に大学等が貢献することが考えられる。

大学等は、既存企業での知的財産の活用だけでなく、大学等発ベンチャーの創出も視野に入れた研究成果の社会実装を目指すことも重要である。大学等が生み出す研究成果の一部は、大学等発ベンチャーによって社会実装できるものも多い。イノベーション・エコシステムの一翼を担うベンチャーキャピタル等の民間機関等と連携し事業化シナリオの作成を共に行うなど、保有する知的財産について可能な限り活用に向けた活動に努めるべきである。

(2) 大学等が保有する知的財産権の棚卸し

大学等は知的財産権の棚卸しに際し、短絡的な判断や短期的な成果に偏った評価や判断を避けることが求められる。様々な活用取組にも関わらずかつ中長期的な活用シナリオも描けず権利放棄等を実施せざるを得ないと判断する場合でも、一定期間にわたって当該知的財産権の情報を発信して企業等の反応を得るなどの取組を行うことが期待される。

活用の可能性が見いだせない知的財産権については、権利を放棄することによって権利が消滅することとなるが、誰もが実施可能なものとなり将来の社会で活用される可能性が残ることになる。大学等が知的財産権を、自ら事業をせず他の事業者に対し法外な対価を要求して権利行使することを専ら業とする者等へ譲渡することは産業の正常な発展の阻害につながる恐れがあり、大学等はそうした者等に知的財産権を譲渡することは原則避けるべきである。

大学等が知的財産を効果的・効率的に管理する観点からは、種々の方策を講じても活用の見込みのない知的財産についてまで権利化や保有の継続が行われ、知的財産権の保有件数の単純な量的拡大が図られることは望ましくない。新たな知的財産の権利化と活用に注力して大学等が活用戦略を一層強化するためには、大学等は知的財産権の棚卸しを適切に実施し、活用の見込みのない知的財産権を放棄して広く社会で活用できる状態とし、企業等が望む場合はノウハウ等の技術指導を通じて大学等の「知」の社会実装を促すなどの取組を展開することが重要である。

しかしながら、大学等の研究成果は基礎的なものが多く、社会実装の実現までには相当の年数を要することも多い。このため、大学等が知的財産権の棚卸しを行う際には、当該知的財産権の評価を的確に行うことが重要となる。そのためには、大学等は保有する知的財産に関する各種情報収集を日常的に行い、将来にわたる活用の可能性を見極めた上で棚卸しの評価を行うべきであり、短絡的な判断や短期的成果に偏った評価や判断は避けるべきである。

短絡的な判断を避けるためには、社会実装に至るまでのシナリオについて定期的な見直しを行い、各種状況の変化に応じて柔軟に変更を行うことが重要である。また、短期的成果に偏った評価や判断を避けるためには、早期のライセンス可能性に限ることなく、多様な立場の人材が参加して棚卸し対象の知的財産権に関する事業化方策の検討を行い、長期的視点からの評価や、新たな活用方策を見いだすための検討と取組を行うことが望ましい。

もし大学等が単独で社会実装に至るまでのシナリオを十分作成できない場合には、例えば TL0、JST、産業界等と連携して情報を収集し、必要に応じてシナリオを再構成した上で、ウェブサイトやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を通じて当該知的財産に関する情報発信を効果的に行って、企業等の反応を得ることも必要である。大学等が知的財産権の棚卸しを実施する際には、上記3.(1)で述べた中小企業等が利活用できる仕組みの可能性を追求することも考えられる。また、各大学等における棚卸しについての判断基準を互いに紹介し、大学等間で棚卸しのノウハウの共有化を図ることが必要である。

大学等が知的財産権を放棄すると権利が消滅し、誰もが当該知的財産権を利用できるようになる。権利放棄によって大学等の「知」そのものは消滅せず、消滅した権利はイノベーション促進のためのコモンズ⁵を構成する要素の1つとして将来の社会で活用される可能性が残ることになる。

なお、大学等が知的財産権を放棄せざるを得ないと判断したときに、第三者がその権利の譲渡を求める場合がある。このとき、大学等は権利譲渡を申し出た第三者が、自ら事業をせず他の事業者に対し法外な対価を要求して権利行使することを専ら業とする者等でないことを確認することが必要である。大学等の研究成果から生まれる知的財産が産業の正常な発展を阻害しないよう留意する必要がある。

⁵ 「共有地」という意味であり、広く人々が利用可能な資源を指す。

4. 大学等における知的財産に関わるリスク管理

(1) 意図せざる技術流出の防止とリスクを考慮した適切な契約

大学等の知的財産を最大限活用するためには、大学等は様々なリスクについても併せて考慮を行うことが重要である。大学等は、その研究開発の成果について、秘匿すべき情報や学術的・産業的に価値の高い有体物も含め、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる技術流出の防止に努める必要がある。また、外国の大学や外国企業との交渉・契約においては、国ごとの法制度の違いに留意しながら、適切に取り組むことが必要である。

大学等の知的財産を最大限活用するためには、大学等は様々なリスクについても併せて考慮を行い、可能な限り事前に対策を講じておくことが必要である。

外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく安全保障貿易管理の徹底はもとより、大学等は秘匿すべき情報や学術的・産業的に価値の高い有体物についても適切に管理を行い、不用意な公開や意図せざる流出が個人単位又は組織単位で行われることによって他者による知的財産の権利化及び権利行使等を招き、研究者の研究活動が阻害されることがないように留意すべきである。

大学等がグローバルな研究活動を行うときは、国ごとの知的財産制度の違いや関連する法制度の違いに留意しながら海外においても適切に知的財産の権利化と活用を図ることが必要である。外国の大学等や外国企業等と共同研究契約やライセンス契約を締結する大学等には、外国の大学等や外国企業等との契約交渉の経験が豊富な人材（例えば、我が国のグローバル企業の知財・法務業務を経験した人材等）が大学等に配置され、そうした人材の意見が反映される体制を構築しておくこと、又は契約相手の所属国の法制度等に精通した弁護士等の人材の指導を受けることがリスク回避の観点からは必要となる。

(2) 訴訟等への対応

大学等は知的財産に関する訴訟等に対処できるよう、知的財産ポートフォリオの強化等を通じて知的財産権の安定化に尽力し、過去の事例や判例を研究しそれらを共有化して適切な対応が行えるように対策を講じることが必要である。

知的財産の権利者である大学等は、取得する知的財産権の安定化に尽力する必要がある。そのためには、関連する発明についても着実に権利化を行うなど知的財産ポートフォリオを強化することや、特許出願時やその後必要に応じて実施する先行技術サーチを漏れのないものとするなどが考えられる。

大学等が、自組織やライセンシーにとっての不利益を回避するために、保有する知的財産権に基づき第三者に対して警告状の送付や訴訟等を検討せざるを得ないケースも起こりうる。そのような場合も含め、大学等が排他権を有する知的財産権をどのように取り扱うかについては、大学等の社会的な使命に鑑みつつ、大学等

において今後も引き続き検討が行われることが必要である。

訴訟等への対応を強化するために、産業界の経験も参考にしつつ、大学等は関連する過去の訴訟等の事例や判例を研究し、大学等、TLO、公的機関などで共有化を図り、類似の事例が生じた場合に適切な対応が行えるようあらかじめ対策を講じておくことが必要である。

産業界では、発明者又は発明者の相続人から職務発明における「相当の対価」をめぐって訴訟が起こっている。日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）では、「企業のグローバル活動における経営上のリスクを軽減する観点から、例えば、職務発明の法人帰属化や使用者と従業者との契約に委ねるなど制度を見直し、来年の年央までに論点を整理し、来年度中に結論を得る。」との方針が示されており、大学等に与える影響について今後の動向を注視する必要がある。

5. おわりに

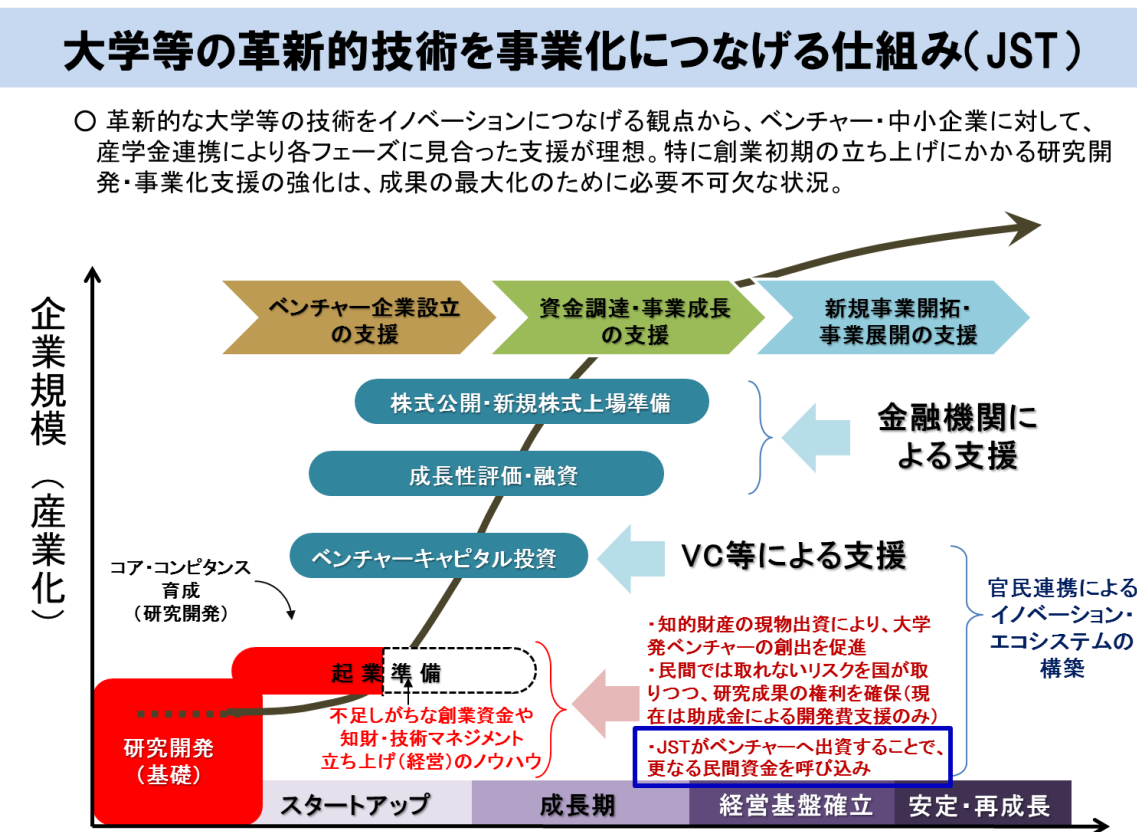
我が国の経済成長を増進させ、新たな市場を創出するイノベーションの実現のためには、大学等の研究成果に期待される役割は大きく、その研究成果が社会実装されるまでの過程においては、グローバルな視点で出口を見据えた知的財産戦略が必要不可欠である。大学等の研究成果から生み出される知的財産の活用シナリオの立案及び活用方策の実行に際しては、公的機関が主体となって大学等を支援すべき部分と、大学等が主体となって TLO・知財ファンド・ベンチャーキャピタル等の民間組織や企業等と担うべき部分とを明確に区別し、確固たる出口を見据えて産学官が連携することが必要である。

本作業部会は、単独の大学等で対応が困難であって、TLO・知財ファンド・ベンチャーキャピタル等の民間組織の参画でも活用が難しい場合には、国内外の知的財産を横断的に見渡すことが可能な国又は独立行政法人等の公的機関が積極的に関わり、産学官が一体となって大学等の研究成果をイノベーションにつなげていくことが必要であると考えます。そのためには、上記 2. から 4. に述べた論点が JST や大学等の取組として実行に移されるとともに、将来的にはイノベーション・エコシステムの一部として、TLO・知財ファンド・ベンチャーキャピタル等の民間組織の取組としても発展していくことを期待する。

(図1)



(図2)



(図3)

JSTによる大学等発ベンチャー創出環境整備に向けた検討

- 優れた研究成果をもとにした、大学等発ベンチャーの創出促進するために、JSTからベンチャーへの出資を可能とすることを検討
- 民間が手を出しづらい創業段階、アーリー段階のベンチャーを積極的に支援
- ライセンスに加えて新たに知的財産の現物出資を可能とすることで、JSTや大学の未利用特許の一層の活用促進を図る
- 出資に際して経営面等でもサポートすることで、大学等発ベンチャーの成長を支援

